

## 平成29年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年11月22日(水) 午前10時00分～午前11時38分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 保育幼稚園課長 西口 寿治

放課後子ども課長 西川 博康 ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第31号 守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例案についての意見**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、平成29年12月守口市議会定例会に提出予定の議案第31号守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

市では、平成27年11月に策定いたしました守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画に基づき、現在、保育所、認定こども園、幼稚園で合計14ある施設を、平成30年度に市立認定こども園3園に集約する予定としております。再編整備計画に基づき、平成28年4月に南部エリアにある守口市立あおぞら保育所が守口市立あおぞら認定こども園に、平成29年4月に中部エリアにある守口市立外島保育所が守口市立外島認定こども園にそれぞれ移行しましたが、現在、とうだ幼稚園跡地に建設中の守口市立にじいろ認定こども園を平成30年4月に開園するに当たり、守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例案を平成29年12月守口市議会定例会に提出するもので

す。

改正内容でございますが、第1条で幼保連携型認定こども園として、守口市立にじいろ認定こども園の名称及び位置について定めます。

次に、施行期日でございますが、平成30年4月1日からとします。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○委員 来年3月をもって守口市立の14の施設が3つの市立認定こども園に移行が完了するということでございますが、現在、来園されている園児の卒園、あるいは他園への移行は円滑に進んでいるのでしょうか。状況をお聞かせください。

○事務局 現在、公立の保育所及び幼稚園に通われている園児につきましては、転園希望者を除き、それぞれの移行先へ入所予定となっております。

○委員 それでは、この際ですから認定こども園条例について、基礎的なことをお伺いしておきたいのですが。そもそも教育委員会が意見を述べるということについて、説明していただけないでしょうか。

○事務局 本議案につきましては、幼保連携型認定こども園につきまして提案するものでございます。過去にあおぞら認定こども園がありましたが、そちらの方は保育所型の認定こども園であり、にじいろ認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づき、教育委員会の意見を聞かせていただくとするものでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

#### ○ 審議内容

##### 議案第32号 平成29年度教育費補正予算案についての意見

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第32号 平成29年度教育費補正予算案についての意見につきまして説明申し上げます。

今回の補正でございますが、旧第四中学校のグラウンド南部分の売却に伴い、当初予定していた売却額を超える金額につきまして、教育委員会が所管する守口市学校教育施設整備基金に積立てるため、当該基金への積立金を補正しようとするものでございます。

旧第四中学校につきましては、統合のため、平成27年3月末をもって閉校後もグラウンドにつきましては使用しておりましたが、平成27年6月末に樟風中学校が全面開校したことから教育財産の処分を行い、市長部局へ移管しております。当該学校のグラウンド南側の4,800.04㎡につきましては、平成29年度中に市長部局において売却後、当該売り払い収入額全額を教育委員会が所管する守口市学校教育施設整備基金へ積立てるため、当初見込み額である6億4,800万円を平成29年度当初予算へ計上しておりました。今般、市長部局から当該入札が平成29年10月31日に執行され、見込み額を上回る7億994万1,000円での落札に至ったとの結果通知がありましたことから、平成29年度当初予算額を超える金額である6,194万1,000円を積立てるため、当該金額の補正をしようとするものでございます。

具体的に申しますと、項目1、学校教育施設整備基金積立事業で歳入予算の補正といたしまして、(款)財産収入、(項)財産売払収入、(目)不動産売払収入で、当初売り払い金額を超える部分である6,194万1,000円の補正でございます

歳出予算の補正でございますが、(款)教育費、(項)教育総務費、(目)事務局費、(節)積立金、(細節)学校教育施設整備基金積立金で、同基金への積立てのため6,194万1,000円の補正でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 2点お尋ねします。まず、6,000万円を超える額が補正される。当初の見積金額よりも多いわけですから、それは結構なことだと思いますが、昨今、当初予定した見積と大きく違う場合については、なぜそれだけずれたのかということについては、いろいろ神経をとがらせるというような状況もございますので、当初の見積額である6億4,000万円が妥当であったかどうかということについて補足をさせていただきたいことが1点。それから、この学校教育施設整備基金は現在どれくらいの額があり、今回の6,000万円程が上乘せされ、その使い道について、今後の予定等がございましたら、あわせて説明いただければと思います。

○事務局 まず、1点目の御質問ですが、歳出予算につきましては、まずは売り払い、どれくらいの金額で売却ができるのかを財産活用課が試算します。その際に土地の路線価を基準に積算をしており、それを基に売却金額、歳入金額を決定し、それに合わせて歳出

金額に係る予算を当初予算で組ませていただいております。したがって、路線価に従った基準により適正に予算を組まさせていただいているという次第でございます。

2点目の御指摘でございます基金残高の見込みでございますが、平成28年度末の残高が2,047万1,717円で、2,000万円少しということですので、今回の売却収入を積立てますと、約7億1,000万円がプラスされるということになります。末の見込みですと7億3,000万円程度になりますが、こちらの使い道につきましては、基金の処分ということで、条例で学校教育施設の整備に必要な財源に限り取崩すことができると基金条例で定まっております。これまでも新しい学校づくりのための建設費であるとか、関係経費に使わせていただいているということもございまして、この基金につきましても、今後新しく設置する新設校の整備費用ですとか、その他の経費、整備に要する費用に使わせていただこうと考えてございます。

○委員 路線価をもとに算定されたということで、入札価格がそれよりも6,000万円以上高い金額を入れられたということで、恐らく入札される方も路線価を基にして算定しておられると思うが、6,000万円という金額の差が1割弱ということですから、一般的にあることなのだろうというふうには思ったのですけれども、森友学園ではないですが、差があり過ぎるのではないかというようなことが問題になったりすることもありますし、そのあたりについては慎重にさせていただければと思います。高く買っていたわけだから文句を言う筋合いはないわけですが、そういうことが世間一般にいろいろと取り沙汰される時代ですので、今後とも適切な額を想定していただきたいということが1点。

それから、約7億3,000万円の基金が準備できたということで、昨今、予想外の台風でありますとか、地震でありますとか、いろいろなことが起こり、学校の施設が想定外のことによって壊れ、いろいろとお金がかかる事態が起こり得る話でありますし、毎年、3月間近になったら、予算が余ってるから急遽何かいろいろやっているというような世間一般の話がある中で、対応し切れないというようなことになると困りますから、そういう意味では心強いことではあると思いますが、適切にこれも執行されていくように。この基金については、年度繰越しされていいわけですね。そういう意味では、そういうのが手元にあるということは、ある種、安心になる部分ですので、上手に使っていただければと思いますので、そのように教育委員会としても考えているということを記録にとどめておいていただきたいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第33号 守口市教育財産の取得及び処分の申出について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第33号 守口市教育財産の取得及び処分の申出につきまして説明を申し上げます。

今回の教育財産の取得及び処分の申し出につきましては、7ページ、申出案にございますとおり、三郷小学校と橋波小学校の統合校であるさくら小学校の建設に当たり、用地、測量業務を進める中で一定の整理ができましたことから、建設予定地に含まれる里道敷等につきましては、学校用地として取得をし、また、学校用地として区分されておりますが、現状は道路としての用途に供される部分につきましては、教育財産の処分を行おうとするものでございます。

また、大枝交番につきましては、地元からの声としまして新設するさくら小学校と一体的な整備を求める意見をこれまでも頂戴しておりましたことから、市長部局と連携し大阪府警本部と調整を行ってまいりましたが、平成29年11月8日付をもちまして、守口市長と大阪府警本部長との間で大枝交番をさくら小学校と一体的に整備する旨の覚書が締結されましたことから、当該用地につきましても統合校用地として活用すべく、あわせて取得の申し出をしようとするものでございます。

具体的な面積でございますが、2.取得を申し出る公有財産につきましては、(1)から(3)、別紙の位置図をご覧くださいますと、青色及び赤色で記載の学校用地として取得を申し出る里道と現交番用地、合わせますと125.69㎡となります。3.処分を申し出る教育財産につきましては、別紙で示す黄色であらわしておりますが、道路敷として供する部分の合計101.75㎡でございます。この取得処分をもちまして、さくら小学校建設のための用地面積は約16,258㎡となります。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○委員 別紙の図面の東側の黄色の道路敷、現況はどのようになっているのですか。

○事務局 黄色の部分につきましては、現況道路・歩道になっております。

○委員 大枝交番が小学校と一体化してほしいというのは地域の方の希望だったので、

これは良かったと思いますが、この水色の部分は現在、道路課が持っているのですね。それを学校管理課にというのはわかるのですが、学校の敷地の中に、一般市民から見たら、なぜこんな形で残っていたのかすごく疑問でありましたので、説明いただければと思います。

○事務局 学校用地になる前から里道や水路敷が走っていた部分になります。国の財産ではあったのですが、平成17年に地方自治体が土地を国から貰い受けるということで手を挙げ取得させていただいたのですが、その時点では、まだ道路課の所管であり、今回の学校建設に当たり整理させていただき、現状は里道や道路ではなく、学校用地として使わせていただいているので、学校用地として変更するという経緯でございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

#### **議案第34号 守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案**

##### **【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第34号守口市立学校の学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則案につきまして説明をさせていただきます。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律により、学校教育法の一部が改正されました。

本改正において、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務の見直しが行われ、事務職員のより主体的かつ積極的な校務運営への参画を目指すため、その職務について、事務をつかさどるものとしたことに伴い、新旧対照の表のとおり、守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、改正前の第4条の5から9第1項を取りまとめ、改正後の第4条の5第1項として、「学校に、主幹、主査、副主査、主事及び技師を置くことができる」といたしました。

次に、改正前の第4条の5から9の第2項を取りまとめ、改正後の第4条の5第2項として、「主幹、主査、副主査及び主事は府費負担事務職員をもって充て、技師は府費負担学校栄養職員をもって充てる」といたしました。

続いて、第4条の6に、主幹等の職務として事務職員の4つの職階を、第1項に主幹、第2項に主査、第3項に副主査、第4項に主事として、それぞれの職務を示し、学校教育法の一部改正に伴い、「事務をつかさどる」という文言に改めております。

最後に、第4条の6第5項に学校栄養職員の技師の職務を示しております。改正前では、第4条の6の主査、第4条の7の副主査にも学校栄養職員を位置付けておりましたが、平成18年の栄養教諭の職の創設に伴い、現在、学校栄養職員が配置されるのは臨時技師のみとなったことにより、主査及び副主査に充てる職員から学校栄養職員を削除しております。

なお、改正後の守口市立学校の管理運営に関する規則は、公布の日から施行させていただきます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 言葉が「つかさどる」になった。「従事する」から「つかさどる」、ここをどう変わったかということですが、学校現場にきちっと知らせる必要があるということですが、でも、「つかさどる」をどのように理解されているのか。説明をお願いします。

○事務局 「つかさどる」という文言ですけれども、管理するという意味合いがございます。事務職員が一定の責任を持ち、事務を計画的に行っていくことが、これから求められることとなってまいります。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

#### ○ 審議内容

##### 議案第35号 平成30年度 守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第35号 平成30年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）並びに平成30年度守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）について説明させていただきます。

この人事基本方針は、本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展を期するため、任命権者である大阪府教育委員会の同方針をもとに、本市教育委員会の適正な

人事を行うための方針として示したものでございます。

平成30年度案につきましては、新学習指導要領が公示され、平成30年度より移行期間となることを踏まえ、文言の修正をさせていただきました。

新旧対照表を御参照いただきますようお願いいたします。

まず、教育に対する市民の期待と要望に応え、守口市における学校教育の健全な発展を期するため、本市の教育理念の実現を目指し、取り組んでいかなければならないことを明確にいたしました。

次に、「そのためには、将来の社会構造や雇用環境など予測困難な時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む学校教育の展開と、適切な人事管理の下、組織的な学校運営の充実を図ることが肝要である」ことを示しました。

新たな文言として挿入しました「将来の社会構造や雇用環境など予測困難な時代に求められる資質・能力」とは、新学習指導要領の総則に示された3つの資質・能力。具体的には「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」のことを示しております。

それでは、基本方針を説明させていただきます。

- 1、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2、児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。
- 4、教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対する優れた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。
- 5、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。

以上、5点について留意し、人事を行うことを述べております。

次に、平成30年度 守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）を御参照いただきますようお願いいたします。

人事取扱要領は、人事を行うに当たって大阪府教育委員会と密接な連携を図り、計画的



な人事を行うための共通認識であり、先の基本方針を受けまして具体的な項目に分け、人事上の取扱事項を記述したものでございます。この取扱要領につきましては、大阪府の平成30年度公立小中学校教職員人事取扱要領を参考に年度の修正のみさせていただきます。

それでは、内容を説明させていただきます。

1点目としましては、教職員人事につきまして、(1)過欠員の調整につきまして、児童・生徒の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動を行い、効率的な過欠員調整を図ること。

(2)教職員構成の適正化につきまして、①各学校における教職員の構成については、年齢別・性別・担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意すること。②本市の「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、その推進役となる人材の配置を考慮するとともに、各人事交流経験者については、その経験を生かせるよう配慮すること。③各学校において、個性に応じた多様な教育の展開並びに小中一貫教育の推進ができるよう、教員配置に考慮すること。また、④では、夜間学級の充実を期すための人事配置の考慮を述べております。

続いて(3)学校の活性化を図る人事の推進につきまして、校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進すること。

(4)同一校に長年勤務している者の異動の推進につきまして、①新規採用者は4年から6年以内に。②それ以外の者については、7年から10年以内に異動等を行うことなどを述べております。昨年度、異動年限の上限を明確にするため「従前の何年をめぐりとして計画的に」を「何年以内に」と変更いたしました。このことにより、新規採用者は4年から、それ以外の者については7年からの異動を推進しようとするものです。

(5)市町村間等における人事交流の推進につきまして、異動を行うに当たっては、学校の活性化をするために、市町村間・政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種等、多様な人事交流を積極的に推進するとしております。

(6)新規採用教職員の人事につきましては、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮するとしております。また、配置校での育成のみではなく、経験の浅い教員を他市町村に異動させ、さまざまな教育活動を経験できる大阪府のチャレンジ交流の意向を踏

まえ、さまざまな教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進するとしております。

大きく2点目としまして、校長、副校長及び教頭の人事につきましては、(1)校長、副校長及び教頭の異動等につきまして、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、子ども達に「生きる力」を育み、保護者・地域住民から「信頼される学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置するとしております。

(2)校長、副校長及び教頭の任用につきましては、③女性教職員の管理職任用を積極的に推進することなどを述べております。

大きく3点目としまして、女性教職員の人事につきましては、(2)女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意することなどを記述しております。

4点目としまして、教職員の退職につきましては、2つ目の再任用制度等の大阪府教職員会が実施する退職後の諸制度については、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努めることなどについて記述しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 この教職員人事の基本方針とか、それから取扱要領のそれぞれについては異論はないのですけれども、ここに書かれていることに関わって教えていただきたいことが何点かございます。ひとつは、以前にもお尋ねしたことがあるかと思いますが、女性教職員の占める小学校・中学校での割合が、わかる範囲で結構ですが、どれぐらいなのかということと、それから女性管理職の割合というのはどれぐらいのものかということ。わかる範囲で結構ですので教えていただきたいのと、それから年金制度に絡んで退職後どのようなということがいろいろ取り沙汰される時代ですが、教職員の再任用の状況、管理職の再任用の状況について、わかる範囲でかまいませんが教えていただけませんか。

○事務局 1点目の教諭の女性率の割合ですが、小学校、義務教育学校前期課程におきましては、女性の割合が70.5%でございます。中学校及び義務教育学校後期課程の女性教諭の割合につきましては46.5%でございます。また、女性管理職の割合につきましては、校長は女性が3名、割合にしまして13%。教頭は7名、割合にしまして28%でございます。また、再任用制度の活用につきましては、今年度再任用教職員として29名。内訳としまして、小学校等が18名、中学校等が11名でございます。管理職の再任用制度の活用は、校長が3名、教頭が1名、合計4名でございます。

○委員 基本方針の前文を修正されたということですが、「教育理念」という言葉を明記された。それから「育成の推進を目指して」という部分を「実現を目指して」というふうに変えられたことは、より強く具体的に発信性があるって私は適切な修正ではないかなというふうに思います。

1つ質問があるのですが、適切な人事管理の旧のほうでは、「もとに」と平仮名でありますが、それを新しいほうは「下」という漢字を使っておられるのは何か意味があるのでしょうか。

○事務局 この改正をより明確にするために、今回、漢字表記をさせていただいております。前回の文言は「人事管理のもとに」という形でしたけれども、今回はそれを「もと」というふうに言い切る形で、よりこのことを明確にするため位置付けております。

○江端委員 異論はございませんが、いろいろな好みがありますので、もし守口市のほうで、「もと」というのを平仮名で使うとか、あるいは漢字で使うとか決まりがあれば無視はできない、こう思いますので、異論ではございません。ありがとうございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。